

### 【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

下記の項目を保健師・助産師による訪問の際の観察ポイントとして「子育て支援マニュアル」の中で示し研修で伝え、訪問者はこれらを念頭に置いて訪問を実施しリスクアセスメントを行っている。

#### 乳児の観察ポイント

- ・ 皮膚・頭皮が汚れている
- ・ おむつかぶれがある
- ・ 体重増加不良が認められる
- ・ 不自然なあざ、外傷がある
- ・ 発達の遅れ（乳幼児訪問の場合）

#### 母親の観察ポイント

- ・ 育児上のストレスが高い。
- ・ 授乳しない、抱かない、視線を合わせない等、関わりが少ない。
- ・ 育児が楽しめない、いやな義務と思う。
- ・ 子どものことを「期待はずれ」等という。子どもについて否定的な表現をする。
- ・ 子どもが泣くと困る、落ち着かない、イライラする。
- ・ 自制心に欠ける（例、新生児に対して叩く、怒鳴る）。
- ・ 子どもの要求を無視する。
- ・ ささいなことを繰り返し質問する。
- ・ 訴えが多い。
- ・ 母子健康手帳への保護者の記載状況が少ない。
- ・ 子どもの発達段階を把握していない。
- ・ 子どもの扱いが乱暴
- ・ 極端な自己流育児・体罰の肯定
- ・ 子どもが泣いたりしたとき、その意味を汲み取ろうとしない。
- ・ つじつまのあわないことをいう。健診などの場と違う言動。
- ・ 精神疾患があり、入退院を繰り返している。精神的に不安定
- ・ アルコール臭がある。
- ・ 非虐待歴がある。
- ・ 子どもを見せたがらない。
- ・ 訪問を拒否する。

#### 養育環境の観察ポイント

- ・ 安全な環境づくりが配慮されていない。
- ・ 寝具・衣類などが汚れている。不潔である。
- ・ 寒さ・暑さへの配慮がなされていない。
- ・ 家屋・家具の破損がある。
- ・ 子どものおもちゃ、衣類が準備されていない。
- ・ 経済的に困窮している。
- ・ 家族関係がうまくいっていない。
- ・ 育児を援助してくれる人がいない。
- ・ 近隣との付き合いがない。地域から孤立している。

## 11. 訪問結果のとりまとめ

- 訪問者は、あらかじめ作成された訪問記録票等に訪問結果を記載し、対象者や家庭の状況について気付いたことや気がかりなこと等があれば市町村担当保健師等に報告すること。
- 市町村担当保健師等は、訪問結果を受け継続して支援が必要な家庭か否かを判断すること。
- 必要な場合は関係者によるケース検討会議等を開催し、育児支援家庭訪問事業等提供する具体的なサービスの種類や内容について決定すること。

### 【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子保健推進員は、訪問結果について「母子保健推進員訪問カード」に記録し、地区担当保健師に直接提出するとともに、口頭でも報告する。
- 地区担当保健師は、母子保健推進員からの報告により継続支援が必要と判断した家庭については、後日電話連絡や家庭訪問を実施し、継続支援を行う。

### 【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 訪問者は、訪問終了後に訪問内容を記録し市に提出する。
- 担当保健師が記録を確認し、要支援家庭であった場合には、家庭訪問を実施し、継続支援を行う。

## 12. その他

- 訪問の同意が得られないケースについては、訪問時期に再度市町村担当保健師より電話等で訪問について説明し、意向を確認することとし、必要に応じ、本事業の実施に代えて新生児訪問指導の対象とする等適切な措置をとること。
- 訪問の調整をしても留守の場合には不在票を残し、後日再度訪問する等対応を取り決めること。
- 里帰り出産については、出生届の際等に帰宅予定時期を確認するとともに、新生児訪問指導と同様に、住所地以外で過ごす産婦については、現在地において訪問が適切に行われるよう市町村相互の連携を図るようすること。
- 訪問先は対象家庭の居宅を基本とするが、対象乳児や母親が長期入院している場合等は医療機関との連携を図りながら保健師が訪問するなど対象の状況に応じて対応すること。

### 【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- これまでに拒否されたケースとその後の対応
- (1) 引っ越しが間近で忙しい
  - 市内の転居については引っ越し後に日時を決めて訪問する。
- (2) 3人目で勝手が分かっているので大丈夫
  - 事情を説明して再度訪問の依頼を行う（多くはこれを受け入れる）。それでも拒否された場合は、対象乳児の兄姉の多くが保育所に入所しているため、家庭の状況を担任保育士等に確認してからその後の対応を判断している。
- (3) 仕事に復帰しているので時間が取れない
  - 訪問の時間を、母親の平日の帰宅後や勤務の休日に設定する。

## 参 考 资 料

# 神戸市

人口（約）	150万
出生数（約）	12,000
事業開始年度	平成7年度から事業を拡大 平成17年度から全戸訪問
目的	新生児訪問指導
訪問者	嘱託保健師・助産師69名
訪問者のリクルート	市報等で公募
事業の周知	○母子健康手帳に事業の案内のリーフレットを挿入 ○新聞・広報誌等で周知
個人情報の取り扱いと訪問の同意	○保健師・助産師の守秘義務により個人情報保護は担保されている。 ○妊娠届の際に事業の説明を行い、出生後電話連絡にて訪問の同意と日程調整を行う。
訪問時期	生後2か月まで
提供情報グッズ	○訪問時はなし。 ○妊娠届の際に配布した「神戸っ子すくすくハンドブック」に基づき情報提供
訪問者の研修	○地区担当保健師が実施要綱及び市が作成した「子育て支援マニュアル」に沿ってオリエンテーションを実施 ○「子育て支援マニュアル」の主な構成は以下のとおり ・ 保健分野における子育て支援・児童虐待の早期発見と予防 ・ 各母子保健事業における観察ポイント※及び留意点 ○訪問の際は、個人的経験に基づく指導ではなく、市作成の「すくすくハンドブック」に沿った説明をすることや、守秘義務、訪問時のあいさつ、感染防止対策等の留意点について説明 ○常勤保健師の家庭訪問への同行を必ず実施 ○1～2か月に一度連絡会を開催、事例報告や情報交換等を実施 ○子どもと家族に関する様々なテーマ（例：「発達障害」、「虐待予防」等）で年に1回から数回研修会を実施。
訪問内容	○母子健康手帳交付時に配布した「神戸っ子すくすくハンドブック」に沿って行う。 ○母親の妊娠時の状況、妊娠既往及び既往症、出産の経過及び状況を質問し、必要な助言・指導を行う。 ○児について、身長、体重、胸囲、頭囲の計測を行うとともに、発育・発達状況、栄養・育児状況、生活状況を質問し、必要な助言・指導を行う。 ○母の職業や家族関係等について質問し、必要な助言・指導を行う。 ○その他、観察ポイント（リスクアセスメントの項参照）を念頭に置いて母親の悩みや不安等について耳を傾け、必要な助言・指導を行う。
担当課	保健福祉局子育て支援部母子保健係

# 千葉県習志野市

人口（約）	158,000
出生数（約）	1,300
事業開始年度	昭和44年度
目的	乳児の全戸訪問を行い、保護者の育児不安を軽減し、保健師による支援が必要な状況を把握することで早期に継続した支援を実施できるようにする。
訪問者	母子保健推進員30名
訪問時期	生後2か月
事業の周知	母子健康手帳交付時に常勤保健師が妊婦と面接し、出産後、母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明している。
個人情報の取り扱いと訪問の同意	<p>○母子健康手帳交付時に常勤助産師が妊婦本人に母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明し、承諾を得ている。</p> <p>○出生届の際、再度事業の実施を説明した上で、「母子保健推進員訪問カード」の表面に父母本人が氏名、住所、電話番号、対象児の生年月日、名前、出生体重、性別、出生順、里帰り出産をした場合の母子の帰宅予定日、自宅までの地図を記入している。</p> <p>○上記「母子保健推進員訪問カード」を保健センターで集約し、保健師が各地域の母子保健推進員に手渡し、母子保健推進員は訪問終了後、訪問結果を同カードに記録し、保健師に報告する際に提出している。○母子保健推進員は、訪問の際、市が発行した顔写真入りの身分証を首から下げ、市から委嘱を受けている者、本人であることを示している。</p>
訪問者のリクルート	<p>○市町が委嘱、公募はしておらず、任期を終える者が後任を推薦する。</p> <p>○30～70歳の子育て経験のある女性で構成されている。</p> <p>○任期は3年、任期更新し70歳まで続ける場合が多い。</p>
訪問者の研修	<p>○地区担当保健師がオリエンテーションを実施</p> <p>○常勤保健師と合同で年に数回事例検討や講師を招いての講演等開催</p>
提供情報グッズ	<p>「すこやか習志野っ子」（市で作成した子育て支援に関する情報）          （予防接種受診票、相談・健診・教室の案内、発達と発育のポイント、離乳食の進め方、あかちゃんの歯のお話、児童手当の案内等）</p>
訪問内容	<p>○市で作成している「すこやか習志野っ子—習志野市子育てファイル」を持参し、市の子育て支援事業の紹介や乳児健診、予防接種の受診勧奨等を行う。</p> <p>○訪問時に「母子保健推進員訪問カード（参考資料参照）」を持参し、母親の生活状況や子どもの様子、支援の状況等を項目に沿って、母親に質問しながら、母親の訴えに耳を傾け、適宜アドバイスする。</p> <p>○訪問時間は30分～1時間程度。</p> <p>○母乳のトラブル等専門知識を要する質問については、保健師に相談するよう伝え、直接回答しないよう留意している。</p>

訪問結果の とりまとめ	<p>○母子保健推進員は、訪問結果について「母子保健推進員訪問カード」に記録し、地区担当保健師に直接提出するとともに、口頭でも報告する。</p> <p>○地区担当保健師は、母子保健推進員からの報告により継続支援が必要と判断した家庭については、後日電話連絡や家庭訪問を実施し、継続支援を行う。</p>
継続支援	地区担当保健師による家庭訪問等
担当課	健康支援課

## 埼玉県鶴ヶ島市

人口（約）	70,000
出生数（約）	700
事業開始年度	平成18年度
目的	<p>家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による育児・家事の援助等を実施することにより、当該家庭における安定した子どもの養育を可能とすること等を目的とする。</p> <p>広く子育てに関する情報提供し、要支援家庭となることを予防する。主に保健センターの実施する第1子訪問は、母親の健康状態、育児状況、健診受診状況の把握及び育児不安への相談や助言をすることで母親の育児不安の軽減を図る。また、乳児のよりよい発育発達の支援を目的とする。</p>
訪問者	<p>第1子母子保健推進員2名、保健師</p> <p>第2子以降嘱託職員4名（心理士、保育士有資格者）</p>
訪問者のリクルート	第1子については、既存の新生児訪問。第2子以降については、既存の事業を見直し、子育てセンター嘱託員と育児支援家庭訪問員を本事業に登用
事業の周知	第1子については、広報折込掲載や妊娠届出時に周知している
個人情報の取り扱いと訪問の同意	第1子については、電話番号が分かる人には、事前に電話をして訪問の同意を得ている。第2子以降は、予め訪問予定の世帯に文書を送付している。
訪問時期	<p>第1子生後4か月まで</p> <p>第2子以降、生後4か月まで</p>
提供情報グッズ	<p>第1子訪問では、乳児相談や育児相談の案内、こどもの健康など冊子、児童館などの案内を配布。</p> <p>第2子以降の訪問では「子育て支援ガイド」、児童館、子育てセンターなどの機関紙を配布</p>
訪問内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の健康状態、育児状況、健診受診状況の把握及び育児不安への相談や助言</li> <li>○児の発育・発達状況の観察等</li> <li>○相談事業の紹介</li> <li>○子育てに関する情報（相談窓口、児童館・公民館、子育てサークル、保育など）の情報提供</li> </ul>
継続支援	保健師による個別支援
里帰り出産等への対応	第1子訪問においては、里帰り出産、長期入院の方の場合、不在票を置き、希望者は里帰り先の市区町村への訪問依頼や長期入院は退院後に連絡をもらい対応。
担当課	健康福祉部こども支援室、保健センター



## 埼玉県蓮田市

人口（約）	64,000
出生数（約）	540
事業開始年度	昭和32年から実施
目的	地域の母子保健の向上を図ることを目的としている。
訪問者	愛育班員150名 (母子保健推進員の委嘱を受けている)
訪問者のリクルート	子育て中の母親を中心に、地区ごとに愛育班員（役員）を選出している。多くは1年交代である。
事業の周知	妊娠届出時および乳幼児健診等
個人情報の取り扱いと訪問の同意	母子保健推進員として委嘱することにより、守秘義務を課している。
訪問時期	出生後間もなくから3か月頃 (5、7、9、11、2月を訪問実施月としている。)
提供情報グッズ	赤ちゃん（冊子）、愛育会紹介資料、愛育会行事案内等
訪問者の研修	年度当初に地区担当保健師が地区ごとに研修会を実施し、訪問についての具体的な説明を行っている。 その他に年数回、地区ごとに研修会を実施している。
訪問内容	妊娠中から満1歳になるまで、声かけ訪問を実施している。子育て経験を踏まえて、地域の母子保健事業や子育てに関する情報等を発信している。また、愛育会の行事案内も回覧し、参加を促している。
継続支援	母子保健推進員の訪問から、継続支援が必要と把握されたケースについては、地区担当保健師が対応している。妊娠届出時の情報から、ハイリスクと思われるケースについては、地区担当保健師が個別対応している。
里帰り出産等への対応	訪問の際に不在が続いた場合は、健康増進課で確認している。長期入院の場合は、地区担当保健師が対応している。
その他	妊娠中に3回、出生後2回同様の訪問を実施
担当課	健康増進課母子係

群馬県藤岡市

人口（約）	71,000
出生数（約）	560
事業開始年度	平成9年度
目的	妊産婦の不安を解消するため
訪問者	常勤保健師・嘱託助産師 健康推進員（154名） （任期2年）
訪問者の リクルート	保健師一職員、助産師一嘱託、 健康推進員一概ね65歳以下で区長推薦、市長委嘱
事業の周知	市HP、子育て情報誌に掲載
個人情報の取り扱いと訪問の同意	訪問の際のアンケートはプライバシー保護のため、本人に回収用封筒に入れてもらい回収、出生連絡票ハガキについてはプライバシー保護シールの使い方を説明。訪問の同意については妊娠届時指導の時に同意を得る。健康推進員については、最初の研修会で個人情報の取扱について徹底させ、活動で知り得た情報も漏らさない様に指導している。
訪問時期	新生児期 その他、出産予定月の3か月前
提供情報 グッズ	母乳育児、タバコの害についてのパンフレット
訪問者の研修	委嘱後、すぐに全体研修実施
訪問内容	市より委嘱された健康推進員により母親の悩みや育児不安を早期に発見、対応できるよう妊娠中と出産後計2回訪問、妊産婦の不安や悩み、家族に関するアンケートを配布・回収し、3か月児健診の受診勧奨も行う。
継続支援	健康推進員の訪問の情報を活用し、保健師・助産師が継続訪問を実施。
里帰り出産等への 対応	里帰り出産についても、他市町村と連絡をとりながら家庭訪問を実施している。
流産・死産等への 配慮	子ども課では流産、死産について把握できないため、訪問して初めてわかる場合がある。そのような事例があった場合、以下のように対応するよう研修や訪問の手引き等で周知している。 「妊娠届の段階で連絡を受けているため、把握しておらず、申し訳ありませんでした」と話し、おかあさんが納得されない場合やトラブルになりそうな場合は子ども課に連絡する。
担当課	子ども課

## 三重県いなべ市

人口（約）	45,500
出生数（約）	400
事業開始年度	平成 15 年度 (町村合併時、合併前から一部町村で実施していたものを継承)
目的	産後の早期に母子の健康、育成及び育児環境の状況を把握し、健康問題を有するケースに対し専門職が適切な指導助言を行う。また、閉じこもり等母子の孤立化及び育児不安等により発生する児童虐待を予防する。
訪問者	常勤保健師
訪問者のリクルート	
事業の周知	妊娠届、出生届の際に説明
個人情報の取り扱いと訪問の同意	訪問者は常勤保健師のみで守秘義務があること。妊娠届、出生届の際に同意を得ている。
訪問時期	生後2～3月1回
提供情報、グッズ	○子育て支援センターの機関誌 ○子育てマップ ○ブックスタート事業の案内チラシ ○出生届の際に予防接種、乳児健診受診票（訪問時に内容説明と受診勧奨を実施）
訪問者の研修	
訪問内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康票に基づく母子の健康・育成状況の把握</li> <li>・市の子育て支援施策の説明と参加勧奨</li> <li>・予防接種他母子保健施策の説明と受診勧奨（以上、全対象者）</li> <li>・母親の質問票、EPDS及び子どもへの気持ち質問票を用いた母親のメンタル面の把握（平成18年10月より開始）</li> <li>・健康・発育・育児環境に問題を有するケースに対する助言指導</li> </ul> <p>また、虐待の1要因として認識しつつ後回しになっていた母親のメンタル面の支援を、医師会及び県保健所の協力の下、平成18年10月より追加いたしました。</p>
継続支援	○保健師（必要な場合は栄養士）が継続して訪問 ○状態が改善されたり軽度であって本人が出向ける場合は、育児相談や子育て支援センター事業への参加時に経過を観察

その他	○生後6か月時の「ブックスタート事業」に参加しなかった家庭に子育て支援センター職員が本のプレゼントを持参して訪問 ○1歳を迎えた幼児を対象に「1歳おめでとう訪問事業」を実施、記念品の色紙に子どもの手形と足形をとり祝う。
担当課	福祉部健康推進課